

平成 28 年 12 月 21 日に中央教育審議会より次期学習指導要領の答申(「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」)が出されました。そして平成 29 年 3 月に幼稚園、小学校、中学校、4 月に特別支援学校小学部、中学部、平成 30 年 3 月に高等学校、平成 31 年 2 月には特別支援学校高等部の次期学習指導要領の改訂告示が公示されました。

幼稚園は平成 30 年度から、小学校及び特別支援学校小学部は令和 2 年度から、中学校及び特別支援学校中学部は令和 3 年度から全面実施となり、高等学校及び特別支援学校高等部は令和 4 年度から年次進行で実施となります。

(1) 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

今回の改訂の基本的な考え方

社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校おけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。

障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。

障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い*」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。

* 当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。

知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。

- ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
- ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

【高等部学習指導要領】

- ・ 特に必要がある場合には、小・中・高等学校の学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができることなどを規定。

一人一人に応じた指導の充実

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状況や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等**について規定。

【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実

【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫

発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。

幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。

生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。

障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）

日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、家庭生活における消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

【高等部学習指導要領】

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、キャリア教育の充実を図ることを規定。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、新高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の目標と内容に準ずるとともに、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実。

知的障害者である生徒のための各教科について、内容等を充実。

専門教科（「理療」、「歯科技工」など）について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実。

「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、探究の過程を重視。

生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。

参考・引用資料：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

(2) 小・中学校学習指導要領等改訂のポイント（特別支援教育に関わる部分について）

特別支援教育に関わる改訂のポイントとして、「**特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫**」が挙げられます。例えば、小学校学習指導要領解説総則編第3章第4節の2の(1)の では、「通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である」と述べられていて、小・中学校においても、より一層特別支援教育の充実が求められていることが分かります。